

文部科学省初等中等教育局長 殿

総務省行政評価局長

高等学校等就学支援金の受給決定前の授業料納付の猶予（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「私立高校においても、国から就学支援金が支給されるので、授業料の実質的な負担はないと思っていたが、入学後、約半年間は授業料の全額を納付しなければならないと言われた。負担は一時的なものであり、後に充当されるとしても、授業料の全額を納付するのは負担が大きいため、就学支援金が支給されるまでの間、就学支援金に相当する授業料の納付を猶予してほしい。」との申出がありました。

この申出を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどして検討した結果、当局としては、下記のとおり、高等学校等就学支援金制度の運用について改善措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。

なお、これに対する貴省の措置結果等については、平成 30 年 5 月 8 日までにお知らせください。

記

1 就学支援金制度について

(1) 制度の概要

就学支援金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）に基づき、高等学校等（注）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等の生徒又は学生の授業料に充てるために支給されるものである（法第 1 条）。

（注）高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第 3 学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号。以下「施行規則」という。）第 1 条で定めるもの

就学支援金は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者（受給資格者）に対し支給される（法第3条第1項）が、保護者の市町村民税所得割額が30万4,200円以上の場合、支給対象とならない（法第3条第2項第3号及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第1条第2項）。

就学支援金は月を単位として支給され、その額は、支給限度額の範囲内で生徒の在学する高等学校等の授業料の月額に相当する額とされており、全日制の高等学校等（国立を除く。）の支給限度額（基準額）は、月額9,900円とされている（法第5条第1項及び施行令第3条第1号）が、私立高等学校等に在学する場合には、保護者の収入状況（市町村民税の所得割額により判定）に応じて加算措置が設けられている（法第5条第2項及び施行令第4条第2項）。

生徒は、就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）を通じて、都道府県知事に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける権利を有することについての認定を申請し、その認定を受ける必要がある（法第4条）。

就学支援金の支給額については、保護者の前年度又は前々年度の市町村民税所得割額により決定するとされている（施行令第1条第2項及び第4条第2項）ことから、生徒は、毎年度、保護者の収入状況届出書を都道府県に提出することとされている（法第17条及び施行規則第11条第1項）。

就学支援金は、都道府県知事から受給権者である生徒に支給されるものであるが、学校設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領（代理受領）し、受給権者の授業料債権の弁済に充てることとされている（法第6条第1項及び第7条）。

学校設置者に対する就学支援金の支払の時期は、都道府県知事が定める（施行規則第9条）とされており、「高等学校等就学支援金事務処理要領（都道府県事務担当者用）（第4版）」（平成29年3月改正。以下「事務処理要領」という。）により、国は、各四半期の最初の月を目途として、都道府県に対して就学支援金交付金を支払うとされている。

## (2) 就学支援金支給事務等に係る文部科学省による指導

文部科学省では、就学支援金制度の円滑な実施のため、都道府県に対し事務処理要領を示している。

事務処理要領では、就学支援金は授業料債権への弁済に充てるとされており、就学支援金の代理受領や授業料債権への充当について、①例外的に授業料を徴収する場合、授業料を負担することが困難な者に対しては、その徴収を就学支援金が支給されるまでの間猶予するなど、生徒・保護者の負担に十分配慮すること、②学校設置者が就学支援金を代理受領した際には、速やかに生徒に引き渡すことについて、学校設置者を指導するよう求めている。

また、学校設置者における生徒募集に際しての就学支援金制度に係る周知について、正確な情報を発信するとともに、特定の学校についてのみ就学支援金に関し有利な取扱いがなされているとの誤認を生徒・保護者に生じさせることのないよう留意するとされている。

## 2 当局の調査結果

### (1) 私立高等学校における授業料の徴収事務の実施状況

北海道内の私立高等学校（全日制）51校のうち、21校における授業料の徴収状況について調査した結果は下表のとおりであり、i) 入学後の4月分から就学支援金相当額を差し引いて徴収している学校が9校みられた一方、ii) 徴収誤りがあった場合に徴収しにくい等として、入学後3か月以上授業料の全額を徴収し、後日還付している学校が4校、iii) 就学支援金の受給資格審査に時間を要する等として、特定の月は授業料の全額を徴収し、後日還付している学校が8校みられた。

表 私立高等学校における授業料の徴収事務の実施状況

区 分	授業料の徴収方法及びその理由等
4月分から就学支援金相当額を差し引いて徴収(9校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4月分から就学支援金相当額を差し引いて徴収している。新入生には3月中に申請書類を配布し入学式に持参させる、生徒の口座開設を3月中に依頼する等している。(3校)</li> <li>○ 4月分から就学支援金相当額を差し引いて徴収している。4月分徴収額の確定は口座引き落とし処理に間に合わないため振込用紙を作成する等している。(2校)</li> <li>○ 4月分から就学支援金相当額を差し引いて徴収している。北海道からの支給決定や交付決定を待つことなく、4月末の北海道への送信データ作成と同時に口座引き落とし額を確定させる等している。(3校)</li> <li>○ 4月分から就学支援金相当額を差し引いて徴収している。入学後、新入生から速やかに申請書類を提出させて審査している。(1校)</li> </ul>
入学後3か月以上全額を徴収(4校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4月から9月分まで全額を徴収している。代理受領した就学支援金は、北海道単独の授業料軽減補助金と一緒に11月頃に還付している(2、3年生も同様)。 徴収方法について、文部科学省や北海道から指導を受けたことはないが、文部科学省等から文書による指導があれば、見直しを検討する。</li> <li>○ 4月から6月又は7月分まで全額を徴収している。北海道の交付決定を待ってからでなければ、徴収誤り(過小に徴収)があった場合に保護者が追徴に応じない懸念があることなどによる。現在の取扱いについて保護者から問合せや苦情を受けたことはない。</li> <li>○ 4月から8月分まで全額を徴収している。申請書の審査等の事務処理や口座引き落とし日(前月末)の関係や、学校での審査結果と北海道による交付決定額が異なった場合に不足額を追徴しにくいことなどによる。4月から6月分は6月頃、7、8月分は9月頃に還付している(7、8月分の扱いは2、3年生も同じ)。</li> </ul>

	<p>徴収方法について、他校で、4月分から就学支援金相当額を差し引くような良いやり方があるのであれば、それを北海道から示してもらえれば検討することが可能である。</p> <p>○ 4月から8月分まで全額を徴収し、9月分からは就学支援金相当額を差し引いて徴収し、10月分又は11月分からは就学支援金と北海道単独の軽減補助を差し引いて徴収している。</p> <p>北海道から文書による指導があれば、徴収方法の見直しについて検討する。</p>
特定の月は全額を徴収（8校）	<p>○ 4、5月分、又は、4、5月と7月分は全額を徴収し、後日還付している。申請書等の提出を受けて行う審査や徴収額の計算等の事務が、口座引き落としのための銀行への通知に間に合わないため。（3校）</p> <p>○ 4月分は全額を徴収し、後日還付している。入学の意思確認を目的に申請前の3月に納付させる等のため。（4校）</p> <p>○ 7月分は全額を徴収し、後日還付している。収入状況届出書の審査が集中するため。（1校）</p>

（注）当局の調査結果による。

(2) 生徒募集に当たっての就学支援金の支給等に係る周知

就学支援金相当額を含め授業料を全額徴収していた学校において、授業料を全額徴収していた学校の生徒募集要項を確認したところ、入学後に授業料の全額を納入しなければならない時期があることについての情報提供は行われていなかった。

3 文部科学省の意見

高等学校等が授業料を徴収する際は、あらかじめ就学支援金相当分を差し引いた上で徴収することが原則であり、やむを得ず、後日に還付する方法をとる場合でも、できる限り速やかに還付するなど、生徒・保護者の負担に配慮した授業料の徴収を行うよう都道府県に求めている。

文部科学省においては、現行の高等学校等就学支援金制度の開始や、授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金制度の創設から3年を経過したことから、制度改正による効果や影響等について検証し、取り組むべき課題や講ずべき措置について、学識経験者等の協力を得て検討を行うため、平成29年5月から30年3月までの予定で「高校生等への修学支援に関する協力者会議」を開催し、検討を行っている。地方公共団体や関係団体等からのヒアリング等も行い、本制度の効果や影響について様々な角度から検証を行っているところ。協力者会議の報告については、29年度内に取りまとめ予定。

4 改善の必要性

(1) 行政苦情救済推進会議の意見

上記2の調査結果によると、入学後の4月分から就学支援金相当額を差し引

いて徴収している学校がみられた一方、徴収誤りがあった場合に徴収しにくい等として、入学後3か月以上授業料を全額徴収し後日還付している学校、就学支援金の受給資格審査に時間を要する等として、特定の月は授業料を全額徴収し、後日還付している学校がみられた。

また、就学支援金相当額を含め授業料を全額徴収していた学校の生徒募集要項において、入学後に授業料の全額を納入しなければならない時期があることについての情報提供は行われていなかった。

このような実態を踏まえ、行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- ① 就学支援金についての計算を前倒しして行い、受給の可否を判断することにより4月から就学支援金相当分を控除して授業料を徴収する方法をとることについて都道府県から学校に指導を求める必要がある。年度当初は、授業料以外にも施設費等の負担が必要であるので、できるだけ保護者の負担を軽減することが重要である。
  - ② 文部科学省も生徒・保護者の負担に配慮するよう都道府県に指導を求めており、今回調査した学校の中にも所轄庁等の指導があれば検討すると述べているものがあることから、保護者の負担に配慮し、学校に、就学支援金相当分を4月から控除するよう指導を求める必要がある。
  - ③ 生徒・保護者が、就学支援金について、正確な情報が得られるよう学校に指導を求める必要がある。
- (2) 当局の意見
- 上記(1)の意見を踏まえて、当局が検討した結果、文部科学省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 各学校設置者における授業料の徴収方法の実態を把握した上で、授業料徴収の際、就学支援金相当額を速やかに差し引いていない学校設置者に対して就学支援金制度の趣旨を徹底するとともに、生徒・保護者の負担に配慮し、年度当初から就学支援金相当額を差し引いた上で授業料を徴収している学校設置者の事例を都道府県に示すことなどにより、生徒・保護者の負担に配慮した授業料の徴収が行われるよう都道府県を指導すること。
- ② 高等学校等への進学を希望する者やその保護者が、就学支援金の取扱いについて正確な情報を入手できるよう、学校設置者が生徒募集要項等に明示することについて都道府県を指導すること。